

## 北海道告示第10289号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年2月26日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和5年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

#### (1) 契約

令和6年2月26日に一般競争入札の公告を行う次の契約

- ア 北海道南空知地区自家用電気工作物保安管理業務
- イ 北海道滝川・深川地区自家用電気工作物保安管理業務
- ウ 北海道空知合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務
- エ 北海道石狩地区自家用電気工作物保安管理その1業務
- オ 北海道石狩地区自家用電気工作物保安管理その2業務
- カ 北海道後志地区自家用電気工作物保安管理その1業務
- キ 北海道後志地区自家用電気工作物保安管理その2業務
- ク 北海道胆振地区自家用電気工作物保安管理業務
- ケ 北海道日高地区自家用電気工作物保安管理業務
- コ 北海道渡島地区自家用電気工作物保安管理業務
- サ 北海道檜山地区自家用電気工作物保安管理業務
- シ 北海道旭川・富良野地区自家用電気工作物保安管理業務
- ス 北海道北上川地区自家用電気工作物保安管理業務
- セ 北海道留萌地区自家用電気工作物保安管理業務
- ソ 北海道宗谷・北留萌地区自家用電気工作物保安管理業務
- タ 北海道網走・北見地区自家用電気工作物保安管理業務
- チ 北海道北オホーツク地区自家用電気工作物保安管理業務
- ツ 北海道十勝地区自家用電気工作物保安管理業務
- テ 北海道釧路地区自家用電気工作物保安管理業務
- ト 北海道根室地区自家用電気工作物保安管理業務

#### (2) 資格

自家用電気工作物保安管理業務に関する資格（以下「資格」という。）

#### (3) 役務等の種類

自家用電気工作物保安管理業務

### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 電気保安管理業務の外部委託に関して、北海道産業保安監督部が承認可能な電気保安法人又は個人事業者であり、1の（1）アからトまでの各業務において、2名以上の電気主任技術者免状の交付を受けている者を配置できること。
- また、電気保安管理業務の外部委託に関して、北海道産業保安監督部が承認可能な電気保安法人または個人事業者によりコンソーシアムを結成した場合も資格を有するものとする。
- なお、コンソーシアムによる場合は、構成員によるコンソーシアム協定書を作成し、その写しを資格審査申請書提出時に併せて提出すること。
- (9) 電気主任技術者が、緊急保安点検のため、常駐する主たる連絡場所から履行場所まで2時間以内に到達可能であること。
- (10) 各庁舎の自家用電気工作物の規模及び設置状況に応じた保安管理業務体制を常に維持できる者であり、緊急対応や災害発生時にも十分な応援体制が可能なこと。
- なお、年次点検及び臨時点検時には複数人による体制で行える者であること。（年次点検の停電時間は、（総合）振興局庁舎はおおむね2時間、その他の施設は30分～1時間を目安とする。）
- (11) 過去2年間（資格申請の申請をする日の直近2年間）に、1の（1）に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする電気工作物保守点検業務契約を誠実に履行したものであること。ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち、過去2年間の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複する者については、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に1の（1）に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者に限る。

### 3 資格要件の特例

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（8）及び2の（10）に掲げる従業員数等の資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。
- (2) 中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の（11）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年2月26日（月）から同年3月5日（火）まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

#### (2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/114999.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

**5 資格審査の再申請**

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

**6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続**

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

**7 資格の喪失**

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

**8 資格に関する事務を担当する組織**

(1) 名 称 北海道総務部総務課庁舎管理係

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5019